

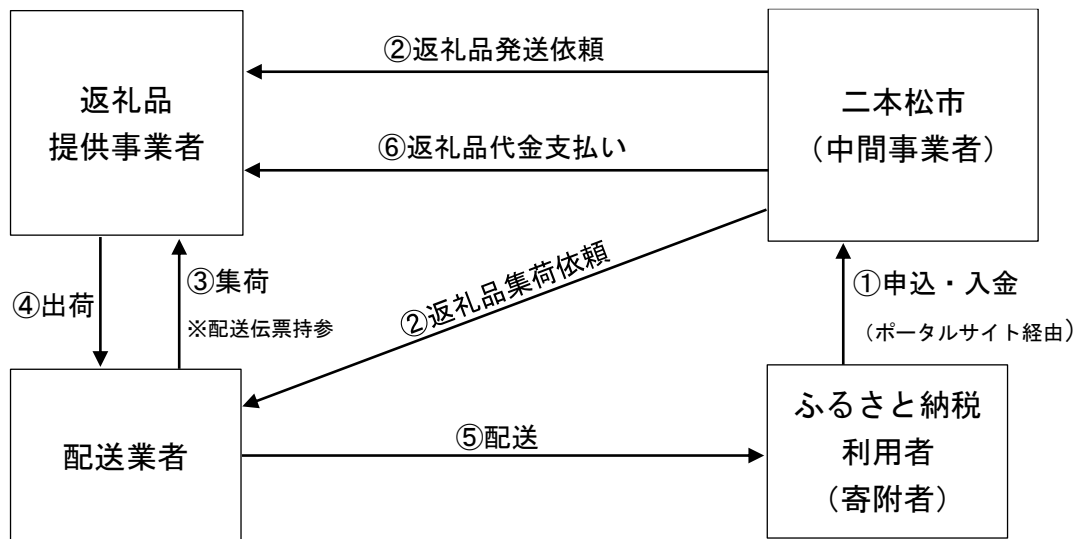
二本松市「ふるさとにほんまつ応援寄附金（ふるさと納税）」返礼品提供事業者募集要項

1. 趣旨

二本松市では、「ふるさとにほんまつ応援寄附金（以下「ふるさと納税」という。）制度により、本市に寄附をいただいた方に対し、感謝の意を伝えるとともに、寄附の促進及び地域特産品のPR、販路拡大による地域経済の活性化を図るため、寄附者に返礼品を提供している。

本要項では、寄附者へ贈呈する返礼品の提供に協力いただける返礼品提供事業者（以下「事業者」という。）の募集について定める。

2. 返礼品提供の事業フロー



3. 事業者の要件

事業者は、以下の全ての要件に適合している者とする。

- (1) 各法令を遵守し、生産、加工、製造、販売等を行っていること。
- (2) 市内に主たる事業所を有する以下のいずれかの者であること。
 - ① 市内で農産物を生産する事業者の組合、団体
(例：農業協同組合、生産組合等)
 - ② 市内で商品又は加工品等を生産する法人、団体又は個人事業者
 - ③ 市内で提供される体験等サービスの事業を行う法人、団体又は個人事業主
 - ④ 市内で宿泊・観光事業を行う者の団体
(例：観光協会、グリーンツーリズム協議会等)
 - ⑤ 市が出資する法人
 - ⑥ その他市長が特に認める者
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 代表者及び役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び二本松市暴力団排除条例に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- (5) 個人情報等の取扱い、その他本要項の趣旨に賛同し、責任を持った対応ができる事業者であること。

- (6) 申請の際に示した期間中に商品を迅速に提供できる能力を有していること。
- (7) その他、市長が不相当と認めた事業者でないこと。

4. 返礼品の選定基準

二本松市の魅力をPRするとともに、イメージアップにつながる下記に掲げる商品提供又は体験・サービス等の役務提供であって、品質や数量の面において、安定した供給が見込めるものであること。（期間限定や数量限定で提供可能な場合は、取り扱うものとする。）

- (1) 市内で生産された農産物又は市内で生産された農産物を主原料とした商品又は加工品等
- (2) 市内で製造又は加工された商品
- (3) 市内で提供される体験、宿泊等サービス
- (4) その他、市長が特に認めたもの

※上記のほか、平成31年総務省告示第179号及び平成31年4月1日付総税市第17号「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」の規定に適合していることを要件とする。

また、返礼品の提供価格については、1品目あたり1,000円以上とする（提供価格は、製品（商品）価格＋梱包費用で消費税込みとする）。

5. 応募方法

事業者として登録を希望する方は、下記により応募すること。

- (1) 希望する事業者は、「二本松市ふるさとにほんまつ応援寄附金 返礼品提供事業者登録申込書」を二本松市総務部秘書政策課まで提出すること。
- (2) 登録した事業者が返礼品を提供する場合は、中間事業者を通し、各ポータルサイトへ掲載すること。
※「さとふる」への登録及び掲載手続きは、事業者が行うこと。
- (3) 事業者の募集は、随時行う。

6. その他の留意事項

- (1) 登録された商品は、寄附者より返礼品として選択された場合に提供をするもので、選択されない場合もあること。
- (2) 返礼品の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努め、対応内容・結果については、二本松市総務部秘書政策課まで報告すること。
なお、品質等による保証やクレーム対応について、市は一切の責任を負いません。
（返礼品の不具合等により、寄附者へ返礼品の再送が必要となった場合には、事業者が費用の負担をすること。）
- (3) 市は、事業者及び商品が本要項に定める条件に適合しなくなったと認めるときは事業者の登録及び返礼品の提供を取り消します。
- (4) 個人情報の取り扱いについては、二本松市個人情報保護条例及び関係法令を遵守すること。

7. 問い合わせ先

二本松市役所 総務部秘書政策課総合政策係

電話0243-55-5090 FAX 0243-22-7023

E m a i l : sougouseisaku@city.nihonmatsu.lg.jp